

# LED照明器具買換補助金

令和6年9月6日発表 Ver12

## 宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金

### 目的

本市のエネルギー自給率向上に向けて、市民の皆様による省エネの促進を図ることを目的としています。

**申請受付期間：令和6年 9月10日(火) ~ 令和6年10月11日(金)**  
**実績報告期間：令和6年11月11日(月) ~ 令和7年 1月10日(金)**

○買換えの補助対象となる製品(1~3を全て満たす製品が対象となります。)

### 1. 買換えしたLED照明器具のみ

(蛍光灯、白熱灯等のLED照明器具以外の照明器具から買換を目的として設置したもの)  
対象製品は、下記の要件に該当する製品のうち、資源エネルギー庁が提供する「省エネサイト」に掲載されているものに限り、(宮古島市ホームページにURLを掲載しています。)  
※令和6年9月1日掲載時点の機器を対象とします。

### 2. 購入先が本市が指定する登録事業者から購入された商品であること

(登録事業者の確認は、宮古島市ホームページでご確認ください。)

### 3. 屋内に固定して使用するもの

(コンセント使用のもの(テスクスタンド、フロアスタンド等)や電池式など容易に持ち運べるものは対象外)

### ○申請の流れ (詳しい内容は宮古島市HPをご覧ください)

1. 補助対象家電製品  
見積作成を登録事業者  
へ依頼
2. 補助金交付申請書類  
提出
3. 申請書類審査・  
予算確認
4. 商品購入と設置  
実績報告
5. 補助金支払請求書  
(振込み)

省エネ家電製品を購入した場合は対象外

省エネ家電製品の購入可○

補助対象家電製品  
の見積りを登録事  
業者からもらう

申請書類一式を  
揃えて市役所へ提出  
(詳しくは裏面を確認)

申請額が予算  
超過した場合は、抽選を行  
います。

宮古島市から  
「交付決定通知書」が  
手元に到着後、製品  
購入、設置及び宮古  
島市へ実績報告

宮古島市から  
「補助金額確定通知書」が  
届いた後請求書を提出

### ○補助金額

補助金の額は製品本体の購入に要した費用(税込み)の**5割以内**(設置費、工事費等は含みません)。10,000円以上購入された方が対象。ただし、省エネ補助金額の**上限は30,000円、下限は5,000円**。1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を補助額とします。  
見積りの時より、実績報告時に購入金額が上がった場合は申請金額による補助額を採用、下がった場合は実績報告による補助額を採用します。  
※今回の補助金は見積作成時期と実際の購入時期が異なるため場合によっては各事業者の割引キャンペーン等の方が費用が抑えられる可能性もございますので、十分にご検討ください。



### 目標年度と省エネ基準達成率100%以上か確認 !!

省エネ基準達成率とは？

機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを% (パーセント) で表示したものです。

LED照明器具は目標年度2020年度のものをご確認ください。

お問い合わせ

宮古島市 企画政策部 エコアイランド推進課

電話：0980-73-0950 メール：ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp

※メールでのお問い合わせの場合、タイトルに「R6省エネ家電補助金」と記載してください。

## ○要件

1. 本市の住民基本台帳に記録されている方（市内に住民票を置く方）
2. 同一世帯に住む人が本補助金の交付を受けていない方（申請は1住居または1世帯1回のみ）  
※下記「○注意事項」の1もご参照ください
3. 本市の公的義務（市税、使用料、負担金、貸付金等）の納付を果たしている方

## ○申請時に必要なもの（STEP1）

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 見積書の写し（メーカー名、型式及び購入価格（予定価格）が確認できるもの）
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカードの写し、免許証の写し又は発行から3か月以内の住民票の写し等）
- 申請者の振込指定口座通帳の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号 及び預金種別が確認できるもの。申請者名義に限る。）

## ○実績報告時に必要なもの（STEP2）

- ①実績報告書（様式第1号）
- ②省エネ家電製品を購入した際の領収書等（日付、支払金額、金額の内訳、購入品名及び発行者が記載されているもの）の写し
- ③本補助金交付要綱に規定する省エネ家電製品であることが確認できるもの
- ④購入した省エネ家電製品の製造番号・ロット番号が分かる資料又は写真
- ⑤本市の家庭ごみの分け方・出し方に沿った処理を行ったことが分かる写真（事業者へ処分させた場合は、そのことが分かるもの）
- ⑥買換え前後の機器の配置状況等が分かる写真（カバーを外した状態）
- ⑦誓約書

## ○補助金請求時に必要な書類（STEP3）

- 補助金支払請求書

### ロットNo.・製造番号の確認方法について

#### ◇照明◇

【表示例】



実績報告時提出資料④（例）



【表示位置】

シーリングライト



カバーを外したところの本体表面に貼り付けています。

サーキュライト



本体の支柱部分に貼っています。

引用元) 株式会社ドウシシャ HP「ロットNo.・製造番号の確認方法について」  
URL[https://www.doshisha.co.jp/products/pdf/lot\\_light.pdf](https://www.doshisha.co.jp/products/pdf/lot_light.pdf)

### 実績報告時提出資料⑤（例）

本市の家庭ごみの分け方・出し方に沿った処理を行ったことが分かる写真  
蛍光灯 器具本体



### 実績報告時提出資料⑥（例）

買換え前後の機器の配置状況等が分かる写真（カバーを外した状態）

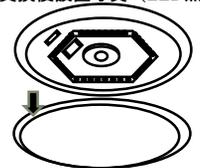
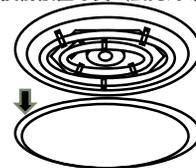
買換え前設置写真（蛍光灯等）

買換え後設置写真（LED照明）

#### 撮影時の

#### ポイント

照明器具のカバーを外してください。



## ○注意事項

1. 令和5年度宮古島市省エネ家電買製品換促進補助金の交付を受けた方（同一世帯）及び買換を伴わない新規購入は対象外
2. 応募者多数により予算超過となった場合は、抽選を行います。
3. 商品購入前の補助金申請が必須です。
4. 補助金により取得した省エネ家電製品は、取得から6年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。違反すると補助金返還となる場合もございます。
5. 郵送での申請は行っていません。窓口での提出をお願い致します。
6. 領収書は内訳が分かるように提出してください。（レシートに内訳がない場合は請求書または納品書を添付してください）
7. 買換え前と買換え後の製品の消費電力（W（ワット））を比較して買換え後の方が1W以上、下がっていないと交付対象外となります。

## ○よくある質問にお答えします！

Q1.別居している親の家に設置のため購入をしたいです。代わりに申請しても良いですか？

A.可能です。ただし、この場合、「親」が申請者となり、補助金の受取口座も「親」名義のものであることが必須です。提出書類もすべて申請者本人になるようにしてください。（例：領収書の支払い者名等）

Q2.複数製品購入して申請することは可能ですか？

A.LED照明器具であれば、複数台での申請は可能です。ただし補助額は上限3万円までとなります。加えてすべて買換であることが必須です。

Q3.実績報告時に対象製品の領収書や廃棄を証明する書類がなくても、受理してもらえますか？

A.添付書類がすべてそろっていないければ、受理できませんのでご注意ください。

各種要件があります。詳しくは要綱をご確認ください